

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇部市長 篠崎圭二

市町村名 (市町村コード)	山口県宇部市 (35202)	
地域名 (地域内農業集落名)	二俣瀬地区 (割木松、上山中上、上山中下、下山中、車地、甲石、善和東、善和下、善和上、瀬戸原、善和、薬師堂、辻堂、瓜生野、荒瀬、田ノ小野、木田、車地北) (上記集落のうち農用地区域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月17日、令和6年2月19日 (第1回～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み農業従事者数は減少している。当地区におけるほ場整備率は高く、ほ場整備地区における法人の集積は進んでいる。ほ場整備地区外では、耕作放棄地が点在しており、大型の農機具の出入りが容易な農地は十分にあるわけではないため、担い手への集約には限界がある。現時点新たな担い手はいないため、集落内での既存の農業者による引き受けが主となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備事業を実施した地域を中心に集落営農法人が3法人、株式会社が2法人がいる。他に社会福祉法人が1法人、個人の認定農業者が1人おり、それぞれの経営を行っている。なお、集落営農法人や株式会社は水稲、麦、野菜が中心で、他の担い手は野菜、作業受託を行っている。栽培形態は現状を継続するものと考えられる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	185.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	106.4 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既存の認定農業者等担い手が耕作する農地を「農業上の利用が行われる農用地」とし、条件の悪い復元不可能な農地等を除いた農地を「保全・管理が行われる区域の農用地」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備事業を実施した農用地を中心に認定農業者等が農地を集積しており、既存の集約している農地を守るとともに、担い手が今後集約希望がある農用地を集約予定地として位置付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が集約している農用地全てについて、農地中間管理機構を活用して集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区について、基盤整備事業は概ね完了しており、今後基盤整備事業を取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内には株式会社や社会福祉法人など多様な担い手が営農を行っている。今後、新規就農者や農業参入企業、定年帰農者、半農半Xなど就農希望者があれば、積極的に受け入れ多様な担い手の確保を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区では、一部担い手による農作業受託が個別に実施されているが、現時点、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用はなく、予定もない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①導入した防護柵等の活用を継続的に行う。
- ③本市ではスマート農業を推進しており、スマート農機等の導入希望に応じて、積極的な支援を行う。
- ⑨一部の法人では、子実トウモロコシの作付け拡大を希望していることを踏まえ、農地の斡旋を図るとともに、作付け拡大を支援する。